

阿見町総合教育会議 名簿

	区分	役職等	氏名	備考
1	構成員	町長	千葉 繁	
2		教育委員会教育長	菅谷 道生	
3		教育委員会教育長職務代理者	田邊 勉	
4		教育委員会教育委員	立原 順子	
5		教育委員会教育委員	中島 雅己	
6		教育委員会教育委員	岡田 治美	
7	町長部局 職員	町長公室長	篠崎 慎一	
8		総務部長	小口 勝美	
9		保健福祉部長	飯野 利明	欠席
10		町長公室政策秘書課長	佐藤 哲朗	
11		総務部総務課長	青山 広美	
12		総務部財政課長	黒岩 孝	
13		保健福祉部こども家庭課長	山崎 洋明	
14	教育委員会 部局職員	教育委員会教育次長	朝日 良一	
15		教育委員会学校教育課長	柴山 義一	
16		教育委員会学校給食センター所長	木村 勝	
17		教育委員会生涯学習課長 兼中央公民館長	武井 浩	
18		教育委員会指導室長	東 治樹	
19		教育委員会学校教育課主事	渡辺 鯨	

阿見町総合教育会議運営要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号。以下「法」という。）第1条の4第9項の規定に基づき、阿見町総合教育会議（以下「教育会議」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(招集)

第2条 町長は、教育会議を招集しようとするときは、教育会議の開催日時及び場所、教育会議に付議すべき事項その他必要な事項をあらかじめ教育委員会に通知するものとする。ただし、緊急を要する場合には、この限りでない。

2 教育委員会は、法第1条の4第4項の規定に基づき町長に教育会議の招集を求めるときは、協議すべき具体的な事項のほか、教育会議の開催を希望する日時及び場所その他必要な事項を示すことができる。

(教育会議)

第3条 教育会議は、町長がその議長となる。

2 教育会議は、公開とする。ただし、次に掲げる場合であって教育会議で非公開と決定した場合は、この限りでない。

(1) 個人情報その他の阿見町情報公開条例（平成12年条例第41号）第7条各号に規定する非公開情報が含まれる事項について、協議又は調整を行う場合

(2) 教育会議を公開することにより、教育会議の公正又は円滑な運営に支障が生じると認められる場合

(3) 前2号に掲げるもののほか、教育会議を非公開とすることについて公益上必要があると認められる場合

(議事録の作成及び公表)

第4条 町長は、教育会議の終了後、遅滞なく議事録を作成し、これを公表する。

2 議事録の公表は、教育会議に出席した構成員及び意見聴取した者による議事内容の確認後、次に掲げる部分を除き、阿見町ホームページに掲載することにより行う。

(1) 前条ただし書の規定により非公開とした教育会議に係る部分

(2) 阿見町情報公開条例（平成12年条例第41号）第7条各号に規定する非公開情報に該当すると認められる部分

(庶務事務局)

第5条 教育会議の庶務事務局は、教育委員会学校教育課で行う。ただし、第2条第1項の規定による通知のほか、教育委員会の職員が補助執行をすることが適当でない認められる事務については、総務部総務課において処理する。

(補則)

第6条 この要綱に定めるもののほか、教育会議の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附則

この要綱は、平成28年2月9日から施行する。

阿見町総合教育会議 平成 30 年度開催予定(案)

区分	開催時期	協議事項
定例会	適 宜	○阿見町教育大綱について
臨時会	随 時	○児童、生徒等の生命又は身体に現に被害が生じ、又はまさに被害が生ずるおそれがあると見込まれる場合等の緊急の場合に講ずべき措置について